

令和6年（ワ）第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹 伸幸

被告 日本共産党

意見陳述要旨

2024（令和6）年9月2日

東京地方裁判所民事第37部甲合議E係 御中

松竹 伸幸

意見陳述の機会を与えて頂き、ありがとうございます。第1回期日に提出された被告の答弁書について、私自身がどう受け止めたかを述べたいと思います。

1 1988年の最高裁判決が正当化した共産党の除名手続きは私には適用されなかった

答弁書は、一言で言えば、かつて共産党幹部の除名の当否が争われた事件での1988年の最高裁判決を引き、裁判所は私の訴えを門前払いすべきだというものでした。政党からの除名が「一般市民法秩序」と関係する場合でも、裁判所が審査できるのは規約にもとづく手続きがとられたかどうかだけであり、私の場合は「一般市民法秩序」と何の関係もないので、裁判所の審査権は及ばないというものでした。

確かに88年判決の除名事件では、「一般市民法秩序」と関係する事件ということで、除名の手続きが適正だったかどうか、かなり本格的な審査が行われました。その結果、共産党側の主張が認められたわけですが、私は、当時の裁判所の判断はきわめて正しいものだったと考えています。除名は適正な手続きで決定されたのです。

今回、被告が私の訴えを裁判所は門前払いせよと主張しているのは、もし審査されてしまえば、手続き上の重大な瑕疵が明らかになるからです。88年判例の事件で最高裁判決が正当化した当時の共産党の除名手続きは、私の除名には適用されていません。それをかつての裁判で争われた2つの点に沿ってお伝えします。

2 私の再審査請求書は大会代議員には配られず、決定に関与したのは21名の幹部だけ

1つ目です。この裁判で共産党の側は、除名に不服であれば再審査を求められるのに、その申し出がなかったことをもって、除名の正当性を訴えました。

それに対して私は、党規約に基づき、党大会における再審査を求めました。ところが、今年1月に開かれた第29回党大会で行われたのは、再審査に値しないものであり、事実上の再審査拒否とでも言うべきものでした。

共産党の大会での決定は、全国から選出された数百名の代議員の賛否で決まることとなります。ですから私は、私の再審査も当然、代議員の投票で結論が出るものと考え、2か月前から4回にわたって再審査請求書を提出し、代議員に配布することを求めました。大会に出席し、意見表明もしたいと希望しました。

しかし、私は大会に呼ばれませんでした。再審査請求書も代議員に配布されませんでした。再審査なるものは、大会の初日に選ばれた21名の幹部団のみで行われて「決定」され、代議員には決定の結果が報告されただけです。その報告にもとづく代議員の討議もされないまま、拍手での承認が求められたのです。

このようなやり方をした理由について、大会では、過去の先例を踏襲したと説明されました。大会後、過去の先例を示せとの党員の質問があり、7月9日付で党中央から回答がありました。それによると7回大会と11回大会が先例だそうです。けれども、公開された議事録を見る限り、除名問題で再審査を求めた党員がいたという記述はあっても、再審査したことは、結果を含めてどこにも記録されていません。

3 代議員に配布しない理由を請求書が「ぼう大」だと言うが、A4で一枚のものもあった

実際には再審査がされていたとしても、7回大会は1958年、11回大会は1972年の開催で、半世紀以上も前なのです。しかも大事なことは、その後、1982年の第16回大会で規約の改正があったことです。処分の中でも除名に限っては、それが「重大問題」であることを根拠として、再審査の権限は大会と中央委員会だけが有すると決まったのです。

その新しい党規約のもとで、私の再審査は史上初のものでした。先例など存在しないのです。ところが、除名は重大問題だから大会で再審査するという新規約の精神は踏みにじられ、大会の主役である代議員には関与させなかったのです。代議員は拍手での承認を求められましたが、幹部団が決定した後ですから、いかなる意味でも「決定」に関与していません。

拍手での承認の際、異議を表明する代議員はいなかったと説明されています。しかし、その直前の一般討論では、私の除名への異論を表明する代議員が発言

し、直後に3名の代議員が反論を加えました。それだけでは済まず、最終日に田村智子副委員長（当時）が行った結語では、異論を表明した代議員に対して、党内外でパワハラだと指摘されるほどのきびしい批判が数分間にわたって加えられました。

これは除名に対する異論が存在していたことを明確に示しています。それを覆い隠すため、21名の幹部だけが再審査して「決定」し、代議員には賛否の投票をさせなかったのです。

なお、先ほど紹介した先例に関する党中央の回答では、再審査請求書を代議員に配布しなかった理由を、長さが「ぼう大」だったからだと弁解しています。しかし、私が「これだけでも配布してほしい」と求めた3回目の請求書は、A4で一枚のオモテ面だけのものであり、それを「ぼう大」だと感じだとしたなら、幹部団は手にもとらなかつたに違いありません。

4 除名決定の会議への本人の出頭と弁明が過去の判例の前提だったが、私には適用されず

かつての共産党幹部の除名事件で争われた手続きの2つ目の問題です。処分手続きが党規約に沿っていたかどうかです。

除名された側は、処分が決まる会議には本人が出席し、弁明できると党規約に書かれているが、それがされなかったことなどを挙げました。他方、共産党の側は、それが事実と反する証拠を提出しました。

東京高裁は、両者の言い分を聞いた上で、判決を下しました。そこでは、「党…としては控訴人から十分な弁明を聴いたうえで処分を決めようとしたが、前述のとおり控訴人が出頭を拒否したことから、これは自ら弁明の機会を放棄したものであるとして……除名処分とすることを決定し」という事実が認定されています。

一方、私の場合、除名を決定したのは昨年2月5日の京都南地区委員会の会議です。共産党の側は、会議が開催されることを知らせたのに、私が参加する意志を表明しなかったと述べています。しかし、この会議が何時にどこで開催されるかは、私には告げられませんでした。

それ以前の問題として、88年判例の事件と異なり、会議に出席して弁明する規約上の権利があることについて、私には一言も知らされませんでした。権利があると告げられもしないのに、参加して権利を行使したいと表明できるはずはありません。要するに、かつての幹部の除名事件でとられた適正な手続きが、なぜか私には適用されなかったのです。

5 除名の権限は党支部にあるのに、党地区委員会が党支部の同意を得ないで

強行した

もっと初歩的な問題もあります。共産党の規約では、党員を処分する権限があるのは、「特別の場合をのぞいて」、その党員が所属する党支部です。ところが私の場合、党支部を指導する地区委員会が直接に乗り出して私の規約違反なるものを調査し、除名処分を決定しました。そのために必要な支部指導部（支部委員会）の同意を得たと、地区委員会は述べています。

しかし、支部委員会は同意していません。難しい問題なので調査だけは地区委員会にお願いしたが、処分については規約通り支部が行うものだと主張したのです。そのことを明記した支部委員会の文書が、地区委員会宛のものも含め、当時、支部のなかで配られています。地区委員会の立場は、「調査したところが除名する」権限があるというものだそうですが、調査と処分がまったくの別物であることは明白です。いずれにせよ、処分権限を有する支部自体が、今回の処分の内容にもその手続きにも同意していないのです。

以上、これまで言及した再審査の先例、処分手続きの瑕疵に関する資料については、原告としてはいつでも提出する用意があります。そのためにも是非、裁判所で実質的な審査をしていただきたいと思います。

6 名誉毀損は除名と一体。私の仕事に深刻な打撃を与えた点でも「一般市民法秩序」と関係

なお答弁書は、名誉毀損を除名と別物だと捉えているようです。

訴状で述べたように、共産党から私に対して、「共産党の破壊活動をしている」とか、「権力の働きかけで本を出した」などの批判が加えられました。この名誉毀損は、党大会での再審査で私を支持する人を生み出さないために不可欠だったのであり、私の除名と名誉毀損を切りはなすことはできません。

また、名誉毀損の結果として、共産党員や支持者の学者、知識人の中には「一方的に流布されたものであっても、共産党破壊者で権力と結託しているという印象を植え付けられた松竹に編集の仕事は頼みにくい」と躊躇する人も生まれています。その結果は、出版社に営業面でも深刻な損害を与え得るのであって、今回の除名はまさに「一般市民法秩序」の問題なのです。

7 除名問題でさえ裁判所の審査権が及ばないなら、パワハラ被害者は訴える先がなくなる

最後に一言、共産党のなかで重大な問題になっているパワーハラスメントの問題にふれておきます。もし裁判所の審査権が政党には及ばないとする判断が維持されるなら、重大な人権侵害が広がるからです。

共産党はこの間、自衛隊や宝塚歌劇団の内部のパワハラについて、いま私の手

元にある「赤旗」記事にあるように厳しく糾弾し、第三者機関での対処を強く求めています。ところが、共産党のなかでは、「党の内部問題は、党内で解決する」という規約を根拠に、パワハラも内部問題であるとされているため、「外部」である裁判所に訴えにくい雰囲気があります。いまだに第三者機関も設置されていません。その結果、表沙汰にはなりません、各地で問題が発生し、被害者が生まれています。

もし裁判所が、共産党のなかでもっとも重大な処分である除名についてさえ、内部問題だから外部にある裁判所の審査権は及ばないという判断を下すならば、パワハラ被害は加速するでしょう。被害者には訴える先がないと宣言するようなものだからです。

裁判所の審査権が及ばないとする考え方は、他にもいわゆる統治行為論などで見られます。しかし、統治行為で問題になっている分野は、たとえば日米安保条約の問題でも、それを廃棄すべきだという世論が多数となり、国会でも多数を占めれば実現することが可能です。

一方、被告の答弁書が通用してしまえば、人権侵害を止めさせたい党员は、訴える手段をすべてなくしてしまいます。日本社会の中で政党だけは、法の支配も世論の影響も及ばない聖域になりかねません。

この点については、問題の深刻さ、私の裁判との深い関係を裁判所に理解していただくため、今後、各地の共産党で起きているパワハラ事例を証拠として提出したいと考えております。その際に改めて詳しくご説明することをお約束し、陳述を終わります。

以上